

令和8年度  
高機能消防指令システム実施設計業務委託

仕 様 書

令和8年4月

鹿角広域行政組合  
消防本部

# 目 次

第1章	総 則.....	2
第1	目 的.....	2
第2	業務の名称.....	2
第3	適用範囲.....	2
第4	履行場所（業務対象場所）.....	2
第5	履行期間.....	2
第6	消防本部の概要.....	2
第7	高機能消防指令システム計画概要.....	3
第8	受注者の資格要件等.....	4
第9	管理技術者.....	5
第10	照査技術者.....	5
第11	一般的事項.....	6
第12	提出書類.....	6
第13	支給品及び貸与品.....	7
第14	損害賠償.....	7
第15	再委託の禁止.....	7
第16	疑 義.....	7
第17	著作権の譲渡等.....	7
第18	守秘義務.....	7
第19	検査等.....	7
第20	工事入札の制限.....	8
第21	設計責任の所在.....	8
第2章	設計条件.....	9
第1	基本的条件.....	9
第2	設計協議.....	9
第3	関係法令等.....	10
第3章	業務範囲.....	11
第1	計画準備.....	11
第2	資料収集整理（ヒアリング調査）.....	11
第3	設計計画（机上検討）.....	11
第4	現地調査.....	11
第5	システム基本検討.....	12
第6	システム設計.....	12
第7	発注仕様書(案)の作成.....	13
第8	既設システム解体撤去設計.....	13
第9	設計図面作成.....	13
第10	数量計算.....	14
第11	工事費積算.....	14
第12	整備計画策定.....	14
第13	報告書作成.....	15
第14	その他.....	15

# 第1章 総 則

## 第1 目 的

本業務は、火災・救急等をはじめとする各種消防業務における通信連絡体制を迅速、かつ、的確に処理して消防活動の効果的運用を図り、被害を最小限度にとどめることにより、住民の生命・身体・財産を保護し福祉の増進に寄与することを目的で整備する消防本部の中核機構部門の役割を果たす「高機能消防指令システム」の更新について必要な設計図書作成を行うものである。

## 第2 業務の名称

「高機能消防指令システム実施設計業務委託」

## 第3 適用範囲

本仕様書は、鹿角広域行政組合消防本部（以下「発注者」という。）と受託業者（以下「受注者」という。）との間で締結した「高機能消防指令システム実施設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

## 第4 履行場所（業務対象場所）

鹿角広域行政組合消防本部、鹿角広域行政組合消防署、各分署、南出張所

## 第5 履行期間

業務契約締結の日から令和9年3月12日までとする。

ただし、本業務は令和9年3月12日を履行期限としているが、令和9年度予算編成等の事業を円滑に進めるため、設計概要、概算工事積算書及び工事監理積算書を令和8年9月末日までに提出すること。

## 第6 消防本部の概要

1 署 所：1本部 1署 2分署 1出張所

鹿角広域行政組合消防本部 （鹿角市花輪字向畑100番地2）

鹿角広域行政組合消防署 （鹿角市花輪字向畑100番地2）

十和田分署 （鹿角市十和田毛馬内字城ノ下7番地11）

小坂分署 （鹿角郡小坂町小坂字中前田68番地1）

南出張所 （鹿角市花輪字高井田64番地2）

2 管内面積：約909.2km<sup>2</sup>

3 管内人口：30,353人（令和8年4月1日現在）

4 世帯数：14,398世帯（令和8年4月1日現在）

5 高機能消防指令システム：平成27年8月運用開始

6 消防救急デジタル無線システム：平成27年8月運用開始

## 第7 高機能消防指令システム計画概要

本業務の計画予定高機能消防指令システム構成は、次のとおりを基本とする。

各装置の規格は「消防防災施設整備費補助金交付要綱の高機能消防指令センター総合整備事業（離島型）」以上の内容とする。

システム構成及び数量については、本業務において決定するものとする。

### 1 指令装置

(1) 指令台	2席
(2) 自動出動指定装置	1式
(3) 地図等検索装置	2式
(4) 支援情報表示装置	2式
(5) 長時間録音装置	1式
(6) 非常用指令装置	1式
(7) 指令制御装置	1式
(8) 携帯電話・IP電話受信転送装置	1式
(9) プリンタ	1式
(10) カラープリンタ	1式
(11) スキャナ	1式

### 2 表示盤

(1) 車両運用表示盤	1式
(2) 支援情報表示盤	1式
(3) 多目的情報表示盤	1式
(4) 補助表示盤	2式
(5) 災害対策室用表示盤	1式
(6) 映像制御装置	1式

### 3 指令電送装置

(1) 指令情報送信装置	1式
--------------	----

### 4 気象情報収集装置

1 災害状況等自動案内装置	1式
---------------	----

### 6 順次指令装置

7 音声合成装置	1式
----------	----

### 8 出動車両運用管理装置

(1) 出動車両運用管理装置	1式
(2) 車両運用端末装置	17式
(3) 車外設定端末装置	11式

### 9 本部用ネットワーク

10 システム監視装置	1式
-------------	----

### 11 電源設備

(1) 無停電電源装置	1式
(2) 直流電源装置（DC48V系）	1式
(3) 非常用発動発電機（本部用）	1式

1 2	統合型位置情報通知装置	1 式
1 3	Eメール指令装置	1 式
1 4	1 1 9 受信 F A X	1 式
1 5	ネットワーク装置	1 式
1 6	署所設置装置	
	(1) 署所端末	4 式
	(2) 駆け込み通報装置	4 式
	(3) 指令情報出力装置	4 式
	(4) 無停電電源装置 (署所用)	4 式
	(5) 署所用情報表示盤	4 式
	(6) 高速電源避雷器 (署所用)	3 式
	(7) 署所用発動発電機	3 式
	(8) ネットワーク機器	1 式
1 7	消防情報支援システム	1 式
	(1) 消防情報管理装置	1 式
	(2) 消防情報支援端末装置	7 式
	(3) 周辺機器	3 式
	(4) ソフトウェア	1 式
1 8	避雷装置 (本部)	1 式
	(1) 高速電源避雷器	1 式
	(2) 高速回線避雷器	1 台
1 9	サイレン吹鳴装置	1 式
2 0	NET 1 1 9 受信装置	1 式
2 1	附属品	1 式

## 第 8 受注者の資格要件等

本業務は、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム構築の技術能力並びに消防指令センターの建築的設計監理能力が必要である。また、本業務を円滑に進めるために当該地域に精通している必要であることから、受注者は次のいずれにも該当する者でなければならない。

なお、これを証明する書類（資格証明、実績を証明する契約書、TECRISなど）の写しを提出すること。

- 1 鹿角広域行政組合の入札参加資格登録において土木関係建設コンサルタント及び建築関係建設コンサルタントの登録を有していること。
- 2 東北地方管内に本社（本店）、支社（支店）又は営業所のいずれかを有していること。  
 本社（本店）は入札参加資格登録の所在地とする。  
 支社（支店）、営業所は本社（本店）から入札、契約手続きに係る年間委任状を受けていること。
- 3 国土交通省より建設コンサルタント（電気電子部門）の登録を受けている者であること。
- 4 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登

録を受けていること。

- 5 本業務の品質水準を確保することを目的としてISO9001を取得していること。
- 6 令和3年度以降（過去5年間）公告日までに完了し、引き渡し済みの東北地方における高機能消防指令システム（総務省消防庁消防防災施設等整備補助金交付要綱「離島型以上」）の実施設計及び工事監理業務の元請け実績を有していること。
- 7 令和3年度以降（過去5年間）公告日までに完了し、引き渡し済みの東北地方における消防救急デジタル無線システムの実施設計及び工事監理業務の元請け実績を有していること。
- 8 過去の通信システム設計（高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線システム・市町村防災行政無線システム等）において設計の誤りを特定され瑕疵担保責任（指名停止措置を含む。）を請求されたことがないこと。
- 9 設計施工分離の観点から受注者は「建設業（電気通信工事業）の許可」を有していないこと。

## 第9 管理技術者

受注者は、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム及びこれに附随する建築、電気設備工事について十分な知識と実務経験を有する自社の技術者を管理技術者として従事させること。また、本業務に当たり管理技術者は、発注者と連絡を密に取り、設計協議、説明及び報告を随時行える体制を整え、事業全般にわたるマネジメントを行うこと。

管理技術者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。なお、これを証明する書類（資格証明、社員証、実績を証明する契約書、TECRISなど）の写しを提出すること。

- 1 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条により登録された技術士「電気・電子部門」又は一般社団法人「建設コンサルタンツ協会」が実施しているRCCM「電気電子部門」のいずれかの資格を有していること。
- 2 東北地方管内に在籍していること。（東北地方管内の本社及び支社等に常駐していること。）
- 3 令和3年度以降（過去5年間）公告日までに完了し、引き渡し済みの東北地方における高機能消防指令システム（総務省消防庁消防防災施設等整備補助金交付要綱「離島型以上」）の実施設計及び工事監理業務の実務経験を有していること。
- 4 令和3年度以降（過去5年間）公告日までに完了し、引き渡し済みの東北地方における消防救急デジタル無線システムの実施設計及び工事監理業務の実務経験を有していること。
- 5 公告日以前6か月以上の直接的又は恒常的な雇用関係にあること。なお、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムメーカー（販売代理店を含む）からの出向者を従事させることは認めない。

## 第10 照査技術者

受注者は、十分な知識と実務経験を有する自社の技術者を照査技術者として従事させるこ

と。なお、管理技術者との兼務は認めない。

照査技術者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。なお、これを証明する書類（資格証明、社員証、実績を証明する契約書、TECRISなど）の写しを提出すること。

- 1 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条により登録された技術士「電気・電子部門」又は一般社団法人「建設コンサルタンツ協会」が実施しているRCCM「電気電子部門」のいずれかの資格を有していること。
- 2 令和3年度以降（過去5年間）公告日までに完了し、引き渡し済みの東北地方における高機能消防指令システム（総務省消防庁消防防災施設等整備補助金交付要綱「離島型以上」）の実施設計及び工事監理業務の実務経験を有していること。
- 3 令和3年度以降（過去5年間）公告日までに完了し、引き渡し済みの東北地方における消防救急デジタル無線システムの実施設計及び工事監理業務の実務経験を有していること。
- 4 公告日以前6か月以上の直接的又は恒常的な雇用関係にあること。なお、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムメーカ（販売代理店を含む）からの出向者を従事させることは認めない。

#### 第11 一般的事項

- 1 契約書及び本仕様書に従い、誠実に業務を遂行すること。
- 2 高機能消防指令システムの社会的使命と公共性を十分認識し、安全性、安定性、維持保全性及び経済性等を勘案し設計を行うこと。
- 3 本業務の内容を十分理解した管理技術者を配置すること。
- 4 管理技術者は、本業務の意図及び目的を十分理解したうえで、適切な人員を配慮し、正確丁寧に業務を遂行できるよう努めること。
- 5 本業務を遂行するために必要な調整事項については、発注者の監督員と連絡を密に取り、受注者が主体的に行うこと。
- 6 本業務の遂行に当たり他人の施設又は土地への立入りの必要性が生じた場合は、事前に関係者の了解を得るものとし、その旨を発注者に届け出るものとする。また、関係官庁機関の施設等に立ち入る場合は、受注者の申請により発注者がその手続きを行う。
- 7 本業務の遂行に当たり常に安全管理に必要な処置を講じるとともに労働災害の防止に努めなければならない。
- 8 受注者は、コンサルタントとしての中立性を保持するよう努めること。

#### 第12 提出書類

受注者は発注者の指示に基づき、次の書類を提出すること。

- 1 管理技術者届
- 2 照査技術者届
- 3 業務実施計画書
- 4 業務工程表
- 5 業務実施体制表
- 6 その他業務に必要な書類

### 第13 支給品及び貸与品

- 1 発注者は、本業務を実施するに当たり必要な資料を、受注者に貸与するものとする。
- 2 受注者は、貸与された図面及び関係資料等が必要なくなった場合は直ちに発注者に返却すること。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復すること。
- 4 受注者は、守秘義務が求められる資料については複写してはならない。
- 5 受注者は、貸与品について、借用品目、数量、借用期間、借用責任者を明記した借用書を提出すること。
- 6 本業務に必要な機器及び車両等は受注者の負担で確保すること。

### 第14 損害賠償

本業務の遂行に当たり第三者の施設などに損傷を与えた場合は、直ちに発注者に報告するとともに受注者の責任において速やかに処理を行うこと。

### 第15 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならない。ただし、発注者が認めた場合はこの限りでない。

### 第16 疑義

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者及び受注者による協議の上、決定すること。また、本仕様書に明記されていない事項であっても委託業務上、当然行わなければならないと認められるものについては、受注者において補足すること。

### 第17 著作権の譲渡等

委託業務に関し、受注者が作成する成果品等に係る著作権は、発注者に無償で譲渡するものとし、この譲渡を受ける権利には、著作権法第27条及び第28条の権利も含むものとする。なお、発注者は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合でも、同条第1項で著作権の譲渡を受けた著作物を必要に応じて改変することができるものとする。

### 第18 守秘義務

受注者が本業務の実施過程で得た資料は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく第三者に公表及び貸与または使用してはならない。

### 第19 検査等

受注者が本業務完了時に提出した成果品は、本仕様書に基づいて、発注者の完成検査を受け合格しなければならない。検査において本仕様書のとおり又は発注者が指示したとおり完成していないときは、直ちに改修し再検査を受けること。

## 第20 工事入札の制限

本業務の受注者は、整備工事及び保守の入札に参加できないものとする。また、下請け業者としての参加もできないものとする。

## 第21 設計責任の所在

消防指令センターのシステムに伴う建築改修計画の現状調査及び補修計画については、自社の建築士に従事させ、設計責任の所在を明確にすること。

## 第2章 設計条件

### 第1 基本的条件

- 1 本業務において設計を行うシステムは、「総務省消防庁消防防災施設整備費補助金交付要綱の高機能消防指令センター総合整備事業（離島型）」における仕様を基本とし、地域特性、消防力及び組織状況等を十分考慮するとともに、消防救急デジタル無線システムとの整合性を図ること。
- 2 システムの高機能化とともに、消防救急救助業務をつかさどる各システムとの連携、連動を強化した総合的なシステムとすること。
- 3 最新の情報通信技術を採用し、通報の受付から現場到着までの時間短縮を図るとともに、大規模災害や同時多発災害においても迅速正確に対応できるシステムとすること。
- 4 24時間365日の連続運転を前提とした安全性及び信頼性が高いシステムとすること。
- 5 停電時における電源設備のバックアップを検討すること。
- 6 指令制御装置等の重要な装置については、二重化構成として非常時には切り替えて運用できること。
- 7 維持管理が経済的に行え、費用対効果が高いシステムとすること。
- 8 運用に際し、最適な機能を有するとともに汎用性及び拡張性が高いシステムとすること。
- 9 消防指令システムの設計については、消防OAシステム、高所監視カメラ等の設計を行うこと。
- 10 通信指令室及び機械室のスペースについては、必要面積、各種配線、居住性、指令員動線、セキュリティ等を考慮し、計画すること。
- 11 既設高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムの運用に支障のない工程計画を立案すること。
- 12 機器設置については、地震等の災害発生を考慮し、耐震対策を施すこと。
- 13 新しい技術の導入等を検討提案し、全体のシステム構成を行うこと。
- 14 発注者の情報セキュリティポリシーを遵守し、十分なセキュリティ対策を講じること。
- 15 システム構成については、機器メーカーにとらわれず発注者の実情に合ったシステム設計を行うこと。

### 第2 設計協議

本業務に関する設計協議は、着手時を含めて次のとおりとし、当初及び最終打合せ時には管理技術者が立ち会うこと。受注者は発注者の求めに応じて、当消防本部の会議及び検討会に出席し、当消防本部職員に対し、状況説明等を行うこと。

また、設計協議等の議事録は、その都度作成し、速やかに提出すること。

- 1 当初打合せ（着手時）
- 2 中間打合せ（設計方針・設計条件決定時）
- 3 中間打合せ（システム設計終了時）
- 4 中間打合せ（発注仕様書作成時）

- 5 最終打合せ(業務完了時)
- 6 その他説明及び報告

### 第3 関係法令等

受注者は、本業務の遂行に当たり、本仕様書のほか、次の法令及び規格等を遵守しなければならない。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）同法施行令（昭和30年政令第255号）の規定に基づく消防防災施設整備費補助金交付要綱
- 2 電波法及び関係法令
- 3 電波法関係審査基準（総務省訓令）
- 4 電気通信事業法及び関係法令
- 5 有線電気通信法及び関係法令
- 6 電波産業会標準規格（ARIB）
- 7 消防法及び関係法令
- 8 建築基準法及び関係法令
- 9 気象業務法
- 10 日本産業規格（JIS）
- 11 日本技術標準規格（JES）
- 12 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- 13 電気工業会標準規格（JEM）
- 14 廃棄物処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- 15 構内交換設備等の技術基準に関する規則
- 16 専用設備端末機器等の技術基準に関する規則
- 17 電気設備に関する技術基準
- 18 電気通信設備工事共通仕様書
- 19 TS-1023 消防指令システムー消防救急無線間共通インタフェース仕様
- 20 秋田県関係条例等諸規定
- 21 鹿角広域行政組合が定める関係条例
- 22 鹿角広域行政組合が定める個人情報保護条例
- 23 その他、本業務の実施に当たり必要な関連法規

## 第3章 業務範囲

受注者は、第1章及び第2章に基づき次の事項について調査及び検討し、本業務を遂行すること。なお、最新の技術動向の変化等を踏まえた発注者の指示により、設計条件の変更等を行う場合がある。

### 第1 計画準備

本業務の実施に先立ち受注者は、業務計画書を作成し発注者に提出すること。なお、業務計画書には本業務の目的及び内容等を十分に把握した上で次の事項を記載すること。

- 1 業務概要
- 2 実施方針
- 3 業務工程
- 4 業務組織計画
- 5 打合せ計画
- 6 成果品の内容及び必要数
- 7 使用する主な図書及び基準
- 8 連絡体制
- 9 その他必要な事項

### 第2 資料収集整理（ヒアリング調査）

設計の基礎資料とするため、既施設並びに既設設備の把握に必要な図面、機器資料、新設設備を配置する箇所を選定に必要な資料、消防年報及び必要な情報を収集整理し、設計条件をとりまとめること。発注者へのヒアリングにより発注者の現状について確認すること。

また、新システム整備に向けて現行業務運用及びシステム運用における問題点を抽出し、課題解決のための方策を検討すること。

### 第3 設計計画（机上検討）

設計条件及び運用状況をベースに有事のシナリオを考慮してシステム機器の配置計画を行うこと。

### 第4 現地調査

- 1 受注者は、設計に必要な現地調査を行う場合は、あらかじめ調査工程表を作成し、発注者の承諾を受けること。
- 2 受注者は、調査の実施に当たっては、調査の目的、調査場所の利用目的等を十分認識し、予定される機器の設置場所、電源の確保、施工上の課題等を把握するとともに周辺環境にも十分留意すること。
- 3 受注者は、現地調査実施後は現地の状況を示す写真とともに、その結果を取りまとめ、発注者に報告すること。
- 4 調査対象箇所

- (1) 鹿角広域行政組合消防本部
  - (2) 鹿角広域行政組合消防署
  - (3) 分 署：十和田分署・小坂分署
  - (4) 出張所：南出張所
- 5 消防本部、消防署、分署、出張所及び無線基地局の現地調査を行い、既設設備の設置情况及び更新の必要性の有無、システム機器設置の留意点、仮設スペース等の確認を行うこと。
- なお、現地の状況を示す写真とともに、その結果をとりまとめ、発注者に報告すること。

## 第5 システム基本検討

関係資料の収集及び現地調査結果等を基に、庁舎スペース、各種配線配管、指令員動線、セキュリティ確保等の各面から検討し、指令室及び機械室に関する要求事項を「システム設置条件書」として策定すること。

- 1 システム設置条件書は、次のとおり設置条件をとりまとめること。
  - (1) 設置機器重量
  - (2) 機器発熱量
  - (3) 機器消費電力量
  - (4) 必要面積
  - (5) 必要天井高
  - (6) 必要OAフロア高
  - (7) 附帯設備（通信鉄塔の形状、必要高、積載物）の諸元等
  - (8) その他必要事項
- 2 新消防指令センター改修の可否を検討し、新消防指令センター素案及び機器レイアウト素案を作成すること。
- 3 システム構成図（案）及び機器数量一覧表を作成すること。
- 4 整備費用の概算額を算出すること。
- 5 他システムとの連携については、発注者と協議の上で決定すること。

## 第6 システム設計

システムについて、安定的な稼働のための保守及び更新計画を作成し、維持コストの削減を行うこと。なお、システム導入から10年間分のシステム保守管理、通信費等の維持管理費用について、各メーカー、通信事業者から見積を徴収し、見積に対する評価、メンテナンス項目及び費用の査定を行い、新システムランニングコスト試算書を作成すること。

- 1 現行の指令業務の状況、部隊編成計画、希望するシステムの機能概要及び関連システムの現状等の補足確認を行い、設計条件を鑑み次の事項を踏まえ「要求事項確認書」にとりまとめること。
  - (1) システム構成、機器仕様及び機器数量を決定すること。
  - (2) 消防指令システムの各設備のネットワーク回線については、安定的な稼働が可能なネットワークを構築し、共有化によるコスト削減について検討すること。
  - (3) 支援情報システムは、各種データベースの共用化により迅速確実な消防業務の実現を

図ること。

- (4) 高機能指令センター機器の設置に伴い指令センター及び通信機械室の改修計画が必要な場合は立案すること。
- (5) 高機能指令センターに必要な機器を収容できる規模、経済性、運用性を総合的に検討し、指令センター及び機械室に関する基本的な諸元及び設計条件を決定すること。

2 システム設計検討内容は、次の事項を基本とする。

- (1) 消防指令センター・通信機械室の機器配置設計
- (2) 各種ネットワーク回線の合理化及び設計
- (3) 新システム導入後の保守管理体制
- (4) 整備費及び維持費の合理化検討及び算出
- (5) 業務対象場所における非常時電源確保体制確認及び設計
- (6) 業務対象場所における放送設備確認及び設計
- (7) 指令センター及び機械室に関する改修設計（必要な場合）
- (8) その他発注者が必要と認める事項

## 第7 発注仕様書(案)の作成

1 総務省消防庁消防防災施設整備費補助金交付要綱の高機能消防指令センター総合整備事業における仕様を基本として、「システム設置条件書」及び「要求事項確認書」との整合を図り、各メーカーの技術対応状況及び価格動向、消防救急デジタル無線、財政援助制度等の消防指令システム構築に関連する国・県・組合構成市町の動向、予算規模等を考慮し、次の項目を記載した発注仕様書（案）を作成すること。

- (1) 総則
- (2) 共通指定事項
- (3) システム概要
- (4) システム運用仕様
- (5) 各装置別仕様
- (6) 工事仕様
- (7) その他（研修等）

2 製造メーカー及び施工業者を特定することのない内容であること。

3 各種機能の採用については、発注者と協議の上で決定すること。

4 他システムとの連携については、発注者と協議の上で決定すること。

5 仕様書（案）の改版における修正履歴の管理を行い、改版時に発注者に提示すること。

## 第8 既設システム解体撤去設計

高機能消防指令システム整備に伴い、既設高機能消防指令システムの解体撤去が必要となる場合は、既設設備等の運用状況及びシステム切替え時期等を考慮し、解体撤去計画を行うこと。

## 第9 設計図面作成

前項までの実施設計の検討結果をとりまとめ、次のとおり必要図面の作成を行うこと。

- 1 案内図・配置図
- 2 高機能消防指令システム構成図
- 3 ネットワーク構成図
- 4 機器数量一覧
- 5 消防指令センター及び通信機械室 機器配置図（機器撤去図）
- 6 消防指令センター及び通信機械室 配線系統図（電気・通信）
- 7 消防指令センター及び通信機械室 配線経路図（電気・通信）
- 8 各署所 機器配置図（機器撤去図）
- 9 各署所 配線系統図（電気・通信）
- 10 各署所 配線経路図（電気・通信）
- 11 指令センター及び通信機械室計画図 ※必要に応じて
  - (1) 仕様概要 ※必要に応じて
  - (2) 計画平面図 ※必要に応じて
  - (3) 詳細図 ※必要に応じて
  - (4) 断面図 ※必要に応じて
  - (5) 展開図 ※必要に応じて
  - (6) 建具姿図 ※必要に応じて
  - (7) 電気設備図 ※必要に応じて
  - (8) 空調設備図 ※必要に応じて
- 12 その他必要となる図面 ※必要に応じて

## 第10 数量計算

高機能消防指令システム構築に必要な機器、附属設備、材料等の数量を算定し、数量計算書を作成すること。

## 第11 工事費積算

- 1 数量計算書を基に必要な整備費用を次に示すものを標準とし算出すること。また、設計書の明細とし、単価表、代価表、見積徴収及び見積一覧表等の作成を行うこと。なお、積算根拠は明確にすること。
  - (1) 国土交通省 土木工事標準積算基準（共通編）
  - (2) 国土交通省 土木工事標準積算基準（電気通信編）
  - (3) 国土交通省 公共建築工事積算基準
- 2 高機能消防指令システムの納入実績がある複数のメーカーから見積書を徴収し、工事費積算を行うこと。

## 第12 整備計画策定

高機能消防指令システムの運用開始時期を考慮し、段階的な構築が可能なように経済性、施工手順、仮設設備及び施工工程等の観点から整備計画の策定を行うこと。既設設備の利用がある場合は、運用に支障が出ないように計画を検討すること。

### 第13 報告書作成

本業務の成果物を報告書としてとりまとめること。また、机上検討報告書、現地調査報告書、システム設置条件及び要求事項確認書については、業務工程ごとにとりまとめ随時提出すること。

提出された成果物については、当該整備事業における施工図及び当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することから、使用権を発注者へ帰属するものとする。

なお、電子データの形式については、別途協議とする。

本業務の成果物は、次のとおりとする。成果品提出部数は、「2部」とする。

#### 1 実施設計報告書

- (1) 業務計画書
- (2) 机上検討報告書
- (3) 現地調査報告書
- (4) システム検討書
- (5) 要求事項確認書
- (6) 各種検討書
- (7) ランニングコスト一覧
- (8) 整備計画書
- (9) 打合せ記録簿

#### 2 工事発注仕様書

#### 3 設計図面

#### 4 数量計算書

#### 5 工事費積算書

#### 6 上記1～5の電子データ

### 第14 その他

#### 1 関係機関等との協議資料作成等

本業務を進めるに当たり、関係機関との協議が必要な事項が発生した場合には、協議資料を作成するとともに、必要に応じて協議の場に同席すること。

#### 2 補助申請手続き等の支援

補助事業等の申請に必要な添付書類、図面及び採択のための事前折衝に係る資料を必要に応じて作成し、支援を行うこと。

#### 3 費用負担

設計協議、各種会議等への参加及び資料の作成に要する一切の費用は、受注者の負担とする。